

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和元年10月7日 午前10時～午後0時17分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長	中島由美子	委員	永山伸一
副委員長	森満晃	委員	新原春二
委員	福田俊一郎	委員	福元光一
委員	川畑善照	委員	成川幸太郎

○その他の議員

議員	井上勝博	議員	落口久光
----	------	----	------

○説明のための出席者

市民福祉部長	上大迫修	介護指導グループ長	福留慎一
障害・社会福祉課長	南輝雄	保護課長	松尾和俊
高齢・介護福祉課長	遠矢一星	子育て支援課長	知識伸一

○事務局職員

事務局長	田上正洋	課長代理	久米道秋
議事調査課長	堀ノ内孝	管理調査グループ員	堀之内孝充

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第105号 決算の認定について（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	障害・社会福祉課
議案第105号 決算の認定について（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	高齢・介護福祉課
議案第117号 決算の認定について（平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）	
議案第105号 決算の認定について（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	保 護 課 子 育 て 支 援 課

△開 議

○委員長（中島由美子）ただいまから、4日の委員会に引き続き、生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、障害・社会福祉課から審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第105号 決算の認定について

（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました、議案第105号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

まず、決算の概要について、部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）主要施策の成果について説明申し上げます。

決算附属書は68ページとなります。

まず、1番目の市民相談に関することでは、安全な消費生活の確保のため、消費生活相談員4名の配置や関係機関、弁護士会でありますとか司法書士会等と連携を図りまして、各種相談を実施いたしました。

次に、下段の2番目、共に支え合う地域福祉社会の形成事業では、災害時の人的被害を減らすため、災害時要支援者避難支援計画に基づきまして個別計画を策定し、関係者のほうで情報の共有を図ったところでございます。

また、県から権限移譲によりまして、市内41の社会福祉法人のうち15法人について、法人運営に係ります指導監査を実施したところであ

ります。

また、生活困窮者の自立支援では、生活保護に至る前の経済的困窮に対し、最低限度の生活を営むことができなくなるおそれのある者が、早期に脱却できるように本人に対し包括的、継続的な相談支援等を行い、また、離職により住宅を失うおそれのある困窮者に対しましては、住宅確保給付金等の支給を実施したところでございます。

右側、69ページの3番目、一般障害者自立支援事業では、重度障害者及び児に対しまして、タクシー等の料金の一部助成を実施し、4番目の障害者（児）自立支援事業では、施設支援給付、生活介護給付等の各種自立支援給付を実施したところであります。

めくっていただきまして、71ページをお願いいたします。

5番目の重度心身障害者医療費助成事業では、重度の心身障害者の医療費の助成を、さらにめくっていただきまして、6番目の特別障害者手当等給付事業では、在宅の重度障害者に対し手当の給付により福祉の増進を、さらに7番目の障害者自立支援の充実では、障害者の社会参加を促進するための各種地域生活支援事業として、相談支援でありますとか、地域活動センター等の事業を実施したところでございます。

右側、73ページ、8番目になります。

障害児の発達支援では、心身に障害のある児童に対し、児童発達支援センターの事業、放課後等デイサービス事業を展開、めくっていただきまして、74ページの小児慢性特定疾患児の日常生活用具給付の支援では、記述のとおり日常生活用具等の給付事業を実施いたしております。

10番目、隣保館の管理・運営では、各種教養講座の開催等、延べ159回を実施し、11番目の女性・家庭児童相談の関係では、要保護女子のDV相談や児童虐待など、家庭や養育における相談等に対しまして、指導、助言等を実施いたしております。

最後に、75ページ、12番の災害援助援護対策では、災害救助法の適用に至らない火災によるり災者に対しまして、応急的な必要な援護を実施したところでございます。

○委員長（中島由美子）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、障害・社会福祉課分について、

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）それでは、まず歳出ですが、決算書の93ページをお開きください。

2款1項12目市民相談交通防犯費のうち、本課分は95ページになりますが、380万1,540円です。消費生活相談員1名の報酬及び無料法律相談業務の委託料です。

次に、105ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、本課分は3億8,356万5,132円です。事項、社会福祉管理運営費の主なもの、社会福祉事務嘱託員及び行政事務嘱託員の報酬、職員給与費、社会福祉協議会運営補助金等です。

107ページになります。事項、社会福祉施設管理費は、甌島地域の4社会福祉施設の維持管理経費が主なものです。

次に、事項、臨時福祉給付金給付事業費は、国庫支出金の精算返納金です。

次に、事項、生活困窮者自立支援事業費です。相談支援員の報酬、生活困窮者自立相談支援事業業務委託等が主なものです。

続きまして、3款1項2目身体障害者等福祉費は、34億775万2,324円です。事項、一般障害者自立支援事業費は、職員給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料等が主なものです。

次に、事項、障害者（児）自立支援事業費は、障害者認定審査会委員嘱託員、障害認定訪問調査相談業務嘱託員の報酬、109ページになります。施設入所支援等補助事業扶助費が主なものです。

次に、事項、重度心身障害者医療費助成事業費は、行政事務嘱託員の報酬及び重度心身障害者の医療費助成が主なものです。

次に、事項、特別障害者手当等給付事業費は、嘱託医の報酬及び特別障害者手当等が主なものです。

次に、事項、地域生活支援事業費は、手話通訳業務嘱託員の報酬、地域活動支援センター事業業務委託ほか8件の委託料、日中一時支援事業等補助事業扶助費等が主なものです。

次に、事項、障害児通所支援事業費は、放課後デイサービス等補助事業扶助費、利用者負担金助成、国庫支出金等精算返納金等が主なものです。

次に、111ページになります。

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費は扶助費となっております。

以上が、1目ですが、同目におきまして、流用増減が2,530万6,000円あります。これにつきましては、事項、障害者（児）自立支援給付費と、事項、障害児通所支援事業費の扶助費が前年度より伸びたことにより、予算が不足したため、予算流用と予備費充用で対応したものです。

また、このほか、同目内で節間流用を行い対応しており、別冊の議会資料50万円以上の節間流用一覧の21番から25番にかけて記載してあるとおりでございます。

次に、3款1項3目地方改善対策費は、906万6,725円です。事項、隣保館管理運営費では、隣保館長等の報酬、講座の講師謝金、浄化槽維持管理業務委託ほか6件の委託料が主なものです。

次に、115ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費のうち本課分は、117ページ、事項、女性・家庭児童相談費979万724円です。支援相談員の報酬、相談管理システム運用保守委託料等が主なものです。

次に、119ページになります。

同款5目母子福祉費のうち本課分は、事項、母子生活支援施設措置費で809万2,318円です。母子生活支援施設への措置費であり、本年度より子育て支援課から移管された事務であります。

次に、121ページをお開きください。

3款5項1目災害救助費、事項、災害救助費のうち本課分は、29万931円です。主なものは、火災による見舞金・弔慰金等です。

なお、14節使用料及び賃借料は未執行であります。被災者用住宅借上げ料の要請がなく、執行の必要がなかったことによるものです。

次に、歳入ですが、15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、心身障害者扶養共済掛金です。

次に、17ページになります。

14款1項2目民生使用料、1節民生使用料のうち本課分は、児童発達支援センター利用料、サン・アビリティーズ川内使用料が主なものであります。

次に、29ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金が主なものです。

同じく、3節児童福祉費負担金の本課分は、児童発達支援センター給付費負担金が主なものです。

31ページになります。

同じく、7節生活困窮者自立支援事業費負担金は、自立支援相談事業及び住居確保給付金支給に対するものです。

次に、同ページの下になります。

15款2項2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、地域生活支援事業費補助金が主なものです。

次に、33ページをお開きください。

同目6節生活困窮者自立支援事業費補助金です。家計相談支援事業、各種支援事業に対するものです。

次に、37ページをお開きください。

15款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち本課分は、特別児童扶養手当事務委託金です。

同じく、16款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金、障害者自立支援医療費負担金が主なものです。

同じく、3節児童福祉費負担金のうち本課分は、児童発達支援センター給付費負担金が主なものです。

次に、39ページになります。

同款2項2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金は、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、地域生活支援事業費補助金、隣保館運営等事業費補助金が主なものです。

次に、47ページをお開きください。

16款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金は、権限移譲事務委託金です。

次に、49ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち本課分は、福祉作業所、子ども発達支援センターの貸地料です。

次に、51ページをお開きください。下のほうです。

2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のう

ち本課分は、53ページになります、り災救助基金利子収入です。

次に、55ページをお開きください。

18款1項2目民生費寄附金、2節社会福祉費寄附金は、1件の寄附を受け入れたものです。

次に、57ページをお開きください。

19款1項3目り災救助基金繰入金、1節り災救助基金繰入金は、火災見舞金のほか災害救助事務に伴う経費分を繰り入れたものです。

次に、59ページをお開きください。

21款3項1目貸付金元利収入、7節地震災害援護資金貸付金元金収入は、滞納者12人のうち4人分の償還金です。収入未済額は315万4,000円となっております。

次に、63ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入のうち本課分は、下のほうですが、重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金及び電気・水道料実費収入金等が主なものです。重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金、臨時福祉給付金返納金の合計11万8,208円が収入未済となっております。

次に、財産に関する調書になります。

361ページをお開きください。

公有財産土地建物につきましては、児童発達支援センターつくし園の譲渡により、木造、非木造の建物が減となっております。

次に、362ページをお開きください。

物権のうち、温泉権につきましては、総合福祉会館に1カ所ありますが、現在使用されておられません。

次に、366ページをお開きください。

重要物品現在高調ですが、児童発達支援センターつくし園の譲渡により、車両類、体育用具類が減となっております。

次に、367ページになります。

3の債権ですが、一番下の地震災害援護資金貸付金が本課分です。

次に、369ページをお開きください。

4の基金ですが、上から4行目、り災救助基金が本課分となります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）今、報告いただいたと

おり、もういろんな事業がいっぱいあって、相当の多額の支出がなされているんですが、今聞いていましたら、収入の部で結構負担金として収入があるというのもわかったんですが、これ、トータルして歳出で38億幾ら出された分と、歳入として入ってきた分の合計というのはどれぐらいあるかつかんでいらっしゃるでしょうか。歳入全体でいいです、まとまって。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）附属書の68ページにありますように、決算額としては38億2,000万円、収入としては財源のところに書いてあるとおりでございます、国庫支出金が14億7,000万円、県支出金が8億2,900万円、その他738万2,000円というような形になっておりまして、一般財源は15億円となっております。

○委員（成川幸太郎）そのうちの一般財源というの、結局、事業を受ける方から負担金として受け取った金額というのはわかるんですか。使用料みたいなやつって。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）具体的に個別の事業のほう積み上げない等ありますが、基本的には市のほうに負担額を納めていただくという格好ではなく、本人負担で残りの分は市が負担するような格好になっておりますので、この決算上出てこないものがあります。ただ、一部の事業においては出てくるのもあったりしますので、そういった分はその他の中に出てくるというようなこととなります。

ほとんどが、医療費でいうと自己負担分と考えていただければいいかと思しますので、市の予算には計上されません。

○委員（成川幸太郎）一つ教えてください。自立支援事業とか、いろんな事業がこうしてなされているんですが、この事業ごとに件数であるとか人数を記載していただいているんですけども、このいろんな事業や給付で障害者の方がダブって事業を受けるということはあるんですか。それとも、この事業では全部違う人たちが対象というんですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）それぞれサービスに応じてこの補助事業のメニューを組み立ててございますけど、当然、一つのサービスだけしか受けられないということはありませんので、

必要なものがあれば重複してサービスを受けるということは可能でございます。

○委員（成川幸太郎）もうこんだけのものがあって、そういう管理をしていくというのも大変な作業になっているんじゃないかなと思いますけど、事業が適切に行われるようにまた管理のほうもよろしく願いいたします。

○委員（新原春二）1件だけ、流用の関係なんですけど、それぞれ扶助費がかなり高額になって、扶助費に結構当てられていると思うんですけども、これには各事業の事業が余って扶助費のほうに充てられたのか、どうしても扶助費が足りなくて、もう各費目で算段しながら集められたのか、そこ辺の感覚としてはどうなんですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）基本的には、例えば障害者自立支援給付費で約5,000万円ほどの不足が出ております。まずは、その既定の予算の中で流用できる分を流用しまして、できない分につきましては目間の流用をする、それでも足りない分については予備費の充用ということで、先ほど言いましたように、予備費の充用が約2,300万円ほどいただいて、それで執行ができていたというような状況です。

○委員（新原春二）かなり高額な流用になっているんですけども、そこら辺の最初のやっぱり予算の立て方の問題で、扶助費の関係がこれだけ伸びるということの想定はされなかったのか、今までどおり、特にことしの分についてはそういう伸びが顕著になって、こういう施策をされたのか、そこら辺はどうなんです。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）平成30年度に限って、医療費が特別に伸びたというまではございません。例年、この1月、2月、3月の寒い時期は意外とこの給付費下がるんですけど、下がってはいるんですけど例年以上になかったという部分もございまして、なかなかちょっと実際の給付費のほうをうまく推計ができていなかったという部分があるかなと思います。

3月補正については、大体1月に基本的にまとめるもんですから、どうしてもある程度予測を立てたものがそのとおりにいかなかったと、結果的に、3月の議会が終わった段階で不足するというのが判明したということですけども、実際の予算管理、もしくはその給付費の動向をしっかりと見

きわめながら、早い時期に、例えば3月の上旬とか、見きわめができますと、3月の議会での途中での予算提案というも可能になってまいりますので、できるだけそういった医療費の動向はしっかりと把握して、流用等の対応にならないような工夫は今後していきたいと考えております。

○委員（新原春二）扶助費の関係については、それぞれ対象者があって、なかなか年度当初で見込めない部分が数多くあると思うんですけども、やっぱり扶助を受けられる方々については、やっぱり切実なものだと思いますので、そこら辺は流用については何も問題ないんですけども、前もってかなり手厚く予算を組んで、流用で時間をかけないように、さっと扶助ができるような体制をぜひつくっていただきたい。これは意見にしておきます。

○委員（永山伸一）予備費の充用の件に関しては、流用も含めて今新原委員のほうからありましたんで、十分、予算措置については留意していただきたいということをひとつ申し上げておきます。

流用元でちょっと気になったのが、28万9,000円を地域改善対策費からしている、そういう部分で、中を見てみると、需用費がちょうど30万円ぐらい減額になっているからそうかなというふうに思ったんですが、地域改善対策費が30万円減額して流用して、補正をしていないみたいなんだけ大丈夫だったんですか。これはほかの課も全部そうなんですけど、流用はいいんです。もう必要だったからしたというふうに財政も言いますんで。じゃあ流用元の予算措置についてはきちっと補正でもなされたのかなという部分については、どうかなというふうに思っているんですが。課長には細かいこと、またこないだ話しましたんで、そこら辺、前に財政においやったことから、どうぞ見解がありましたらお願いします。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）今回のこの場合には、3月の議会が終わってからの対応で、どうしてもこういった流用等の対応をせざるを得ないということで、いろんな流用が可能なところからかき集めるような形になりました。そういったことで、いろんなところからの流用ということになりました。

一方、逆に言いますと、3月補正の時点でしっ

かり執行の予測が立てずに、執行残にならざるを得なかった部分があったということでもありますので、今後は、やっぱり年度の途中で執行が済んで不要になった分は、きちっとやっぱり3月補正なりでも落としていくというのも大事だと思いますので、そういったことを含めた予算の管理、予算の執行体制については、きちっと今後やっていきたいと考えております。

○委員（永山伸一）よろしく申し上げます。

もう1点、これも以前からちょっと気になっているやつなんですけど、収入未済の分、地震災害援護資金貸付金の収入未済です。

鋭意、徴収努力はされているというふうに感じています。ただ、地震以降、この貸し付け以降、随分年数もたっているという部分も含めて、今後の対応、監査委員からの審査意見書でも、回収不能な収入については、法令等に基づき債権ごとの対応ということで指摘を受けていますんで、もうそこら辺どのように考えていらっしゃるのか、そこら辺をありましたらお願いします。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）地震災害援護資金貸付金につきましては、かなり年数がたっております。その間に転出とか、もしくは自己破産みたいな感じになったりとか、もしくは亡くなったとかというような部分で、やっぱり非常に回収が難しいものが残っているという感じになっております。その中で、二、三名の方が少しずつでも回収できるということで、回収してきていただいているというのが、この決算に出ているような数字になっております。

あと、これにつきましては、国の法律の中で、全国的にやっぱりこういう案件がふえているということがありまして、ちょっと改正の中でこういったものの整理ができる部分も法律改正がなされておりますので、そのあたりもちょっとしながら、最終的なこの債権の管理については考えていきたいなと思っております。そういったので、法律上、条例上、債権がなくなるような手だて等も使いながら、整理していきたいと思っております。

○委員（永山伸一）この貸し付けのことに關しては、今でも分納じゃないけども、少しずつでも返していただいている方がいらっしゃるの、返さない人との区別ちゅうのは非常に難しいんですが、そこら辺、今課長から話がありましたように、

いろいろな法令等を駆使して、債権の処理に努めて
いただきたいということを意見として申し上げて
おきます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認め
ます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めま
す。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、高齢・介
護福祉課の審査に入ります。

△議案第105号 決算の認定について (平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳 出決算)

○委員長（中島由美子）初めに、決算の概要
について部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）では、決算附
属書に基づきまして、主要施策の概要について説
明申し上げます。

77ページでございます。

まず、1番目、高齢者の健康づくりの促進では、
職員の人件費のほか敬老金の支給、はり、きゅう、
マッサージ等の施術料の助成、高齢者クラブ等の
活動支援を実施いたしております。

めくっていただきまして、78ページ、2の高
齢者の日常生活支援では、訪問給食サービス、シ
ョートステイ等の日常生活支援に加え、緊急通報
システムの整備等によります安否の確認などの福
祉対策を。

3番目の在宅介護者の支援では、ねたきり老人
介護手当の支給、家族介護用品支給等の実施。

下段の4番目の養護老人ホームにつきましては、
居宅において養護を受けられない高齢者の入所措
置に係る委託料等を、右側79ページでございま
す。

5の介護保険事業の推進では、職員人件費のほ
か、甌島地域及び低所得者の利用者負担軽減事業
等を実施いたしているところでございます。ごら

んのように、次ページまでの五つの事業について
実施いたしております。

次に、80ページでございます。

めくっていただきまして、6番目の養護老人
ホーム、7番目の特別養護老人ホームの運営に当
たりましては、社会福祉協議会に指定管理として
委託をしているところでございます。

8番目の要介護認定・審査事務につきましては、
認定申請によりまして訪問調査を行い、介護認定
審査会を開催し審査決定をしているところでござ
います。認定申請の件数については、
5,929件、訪問調査が5,848件、審査判定
によります決定が5,672件となっており、い
ずれにつきましても昨年度に比べ増加している
ところでございます。

9番目の労働者の就労促進につきましては、シ
ルバー人材センターへの活動支援を、81ページ
から85ページまでは、後ほど課長が説明します
介護保険事業に係ります成果でございます。特に
給付関係については、説明等後ほど見ていただき
ますと、記載してあるとおりでございます。

○委員長（中島由美子）引き続き、一般会
計歳入歳出決算中、高齢・介護福祉課分について、
当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、
まずは一般会計の歳出について御説明いたします
ので、決算書の111ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費は、支出済み額
2億1,571万6,436円で、主な支出は備考
欄をごらんください。

まず、老人福祉管理運営費の主なもの、職員
6人分の給与費、敬老金、高齢者クラブ補助金な
どになり、次の113ページになりますが、老人
福祉施設管理費では、生活支援ハウス等の指定管
理料や各施設の維持管理に係る経費、及び里生活
支援ハウスのスチームコンベクションオープン等
の備品購入など、次の高齢者生活支援事業費では、
高齢者訪問給食サービス事業委託など、次の在宅
介護支援事業では、ねたきり老人介護手当及び家
族介護用品支給事業が主なものになります。

なお、不用額の大きなものとしましては、
111ページに戻りますが、13節委託料が主に
訪問給食サービス事業委託が見込みを下回ったこ
とによる不用額となっております。

次に、113ページに再度お戻りください。

3款2項2目老人措置費は、支出済み額4億7,636万1,877円で、養護老人ホームの入所に係る措置費になり、不用額は入所措置実績が見込みを下回ったものになります。

次に、同項3目介護保険対策費では、支出済み額14億4,368万1,070円で、主な支出は備考欄をごらんください。

まず、介護保険対策費は、職員18人分の給与費及び介護保険事業特別会計の繰出金が主なもので、次に、地域介護・福祉空間整備等事業費は、デイサービスセンターひわきの郷のスプリンクラー設置に係る補助金になります。

なお、不用額の大きなものとしましては、28節繰出金になりますが、これは予算編成において、特別会計の給付費の伸びを最大で見積もらざるを得ないことによる不用額が生じたものです。

次に、115ページをお開きください。

同項4目養護老人ホーム費は、支出済み額2,621万7,661円で、主な支出は養護老人ホーム甌島敬老園の指定管理料になります。

次に、同項5目特別養護老人ホーム費は、支出済み額206万9,280円で、主な支出は特別養護老人ホーム甌島敬老園と鹿島園の施設設備の修繕費になります。

なお、老人福祉総務費から特別養護老人ホーム費へ110万円、目間流用をしておりますが、これは本年2月に特別養護老人ホーム鹿島園において、地盤沈下の影響により屋内排水管の傾きがなくなり、4カ所のトイレが使えない状態で、入所者の生活に支障を来していたことから、流用により修繕したのになります。

次に、同項6目介護認定審査費については、支出済み額8,866万4,826円で、主な支出は介護認定審査会委員60人分及び介護認定訪問調査嘱託員14人分の報酬、要介護認定調査委託料などになります。

次に、135ページをお開きください。

5款1項労働諸費では、支出済み額3,958万1,775円のうち、高齢・介護福祉課分は、備考欄に記載のとおり労働者福祉対策費のシルバー人材センター事業補助金2,462万円になります。

次に、201ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費では、支出済み額2,652万1,499円のうち高齢・介護福祉課分は備考欄に記載のとおり1,105万9,045円で、鹿島生活支援ハウスの敷地である丸山のり面工事に係る設計委託及び仮設工事費等になります。これは、昨年7月の大雨により鹿島生活支援ハウス敷地ののり面吹きつけ部にひび割れが発生し、仮設防護柵設置工事や復旧に向けた設計業務委託等を行っております。なお、本工事については、工法の検討などもあり、令和元年度へ2,600万8,000円を繰り越しております。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって、50万円以上の予算流用で対応しました状況について御説明いたしますので、別冊議会資料の50万円以上の節間流用一覧を御準備ください。

本課の一般会計分は、3ページの番号26番になりますが、先ほど説明しました鹿島生活支援ハウスの敷地のり面工事に当たって、仮設防護柵を設置後、新たな台風接近で崩土があり、防護柵が一部損壊したため土砂撤去に係る重機借り上げ料として、工事請負費から使用料及び賃借料へ120万円を予算流用し執行したのになります。

次に、歳入について御説明いたしますので、決算書の15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金、2節老人福祉費負担金は、備考欄に記載のとおり養護老人ホームの入所者負担金である老人福祉費負担金が主なものです。なお、収入未済額については、養護老人ホーム分で過年度分1名及び現年度分1名の計2名分の未収入であり、現在分割納入中になります。

次に、17ページをお開きください。

14款1項2目民生使用料、1節民生使用料中、高齢・介護福祉課分については、備考欄に記載のとおり、屋内ゲートボール場施設使用料等が主なものになります。

次に、29ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、2節老人福祉費負担金は、介護保険料の低所得者保険料軽減負担金であり、国の負担率は2分の1です。

次に、33ページをお開きください。

上段になりますが、15款2項2目民生費補助金、2節老人福祉費補助金は、デイサービスセン

ターひわきの郷のスプリンクラー設置に伴う地域介護・福祉空間整備等交付金であり、補助は面積による定額です。

次に、37ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、2節老人福祉費負担金は、低所得者保険料軽減負担金であり、県の負担率は4分の1です。

次に、39ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金、2節老人福祉費補助金は里生活支援ハウス、デイサービスセンターの特殊入浴装置の更新に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金、補助率70%と、会員数30人以上の高齢者クラブを対象とした運営補助金で、補助率は3分の2になります。

1段飛ばしまして、6節介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修に係る介護保険事業費補助金は補助率2分の1、次のページにまたがっております低所得者層の負担軽減に係る介護保険利用者負担対策事業費補助金及び甌島地域における介護人材確保事業に係る離島等サービス確保対策事業費補助金は、補助率4分の3になります。

次に、51ページをお開きください。

17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の高齢・介護福祉課分は、次の53ページになりますが、備考欄の上から6項目めにある介護保険高額介護サービス資金貸付基金の利子収入99円になります。

次に、59ページをお開きください。

21款3項1目貸付金元利収入、37節特別養護老人ホーム整備資金貸付金収入は、里町の特別養護老人ホーム寿里苑への貸付金に対する償還金収入です。

次に、同款5項4目雑入の高齢・介護福祉課分については、65ページをお開きください。

備考欄の中段あたりに記載のとおり、生活支援ハウス入居者利用料などが主なものですが、ねたきり老人介護手当返納金（過年度分）については、誤って同手当の支給対象外である特別障害者手当受給者に手当を支給してしまったため、特別障害者手当の認定月である平成29年7月にさかのぼり返納が生じたもので、現年度分については戻入の形で完納済みで、過年度分である平成29年度分については、現在分割で返納いただいているところです。

次に、財産に対する調書のうち、高齢・介護福祉課分は366ページにあります2の重要物品現在残高調のうち、厨房器具類の増減各1件が高齢・介護福祉課分になります。

また、367ページの3の債権のうち、寿里苑運営資金貸付金が、368ページに記載してあります4の基金のうち介護給付費準備基金が高齢・介護福祉課分となっております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎） 高齢者健康づくりの促進で、以前も質問でしたことがあったんですが、はり、きゅう、マッサージ等施術料助成が1,320人申請があって、合計で3万700枚発行して、使用が1万902枚しか使用されていないということになっていますけど、これについては、評価はどのように考えていらっしゃいますか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） 現在、20枚つづりを、一度使ったら次20枚までの40枚までという形での交付をやっておりますが、そちらに記載のとおり、1,535冊交付しているということは、2冊目にいっているのが214名ということで、一部の方だけが20回を超えた利用ということとなっておりますので、通常の場合は大体1冊20回分ぐらいで大体おさまっていらっしゃるというのが、我々の見解です。

○委員（成川幸太郎） 前にも申し上げましたけど、この指定する施術者というのは何件ぐらいあるんですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） 正確な数字は済みません、今、手持ちにありませんが、40軒、50軒ぐらいはあったと思います。

○委員（成川幸太郎） その中で、全てが保険適用対象外じゃなくて、やっぱり保険を適用できる事業所というのはあるんじゃないかと思うんですけど、ありますか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） はり、きゅう、マッサージの場合は、一応国家資格等を取られている方になりますけど、どの事業所におかれましても、医療からの指示分というのは医療分でされます。医療以外の部分のマッサージであったり、はり、きゅうである分については、この助

成券を使っていいという形になっていますので、医療を含めた形でされているところもかなり多いです。

○委員（成川幸太郎） そのときに、保険が使える事業所は800円という券ではつりが出るので、使いたくないということで、もう対象外の施設にしているという方もいらっしゃるんです。前も申し上げましたように、もっとせっかく1,500冊出ているんだから、これが有効に活用できるような形、保険対象事業所、一番簡単なのは100円つづりぐらゐすれば一番いいんですけど、大体、私も何回か行っているんですが、300円程度で済むんです、普通。そうすると、800円でつりが来るけどどうするんですかと言ったら、もう面倒くさいから、もう対象外の施設にしてもらっていますということなんで、せっかくいろんな人が興味を持って助成を受けようと思われているんですけど、そういったことがちょっとネックになっている部分もあるようですので、もうちょっとそこら辺の対処を考えていただいて、元気な高齢者が多くなるように対策を考えていただければと思います。何か考えがあれば……。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） ただいま御指摘がありましたとおり、例えば自己負担が800円を切った場合、おつりを渡すということはできませんので、それはもう券自体が使えない形になります。券を細かく区切った場合、これまで事業者さんのほうの実績報告、請求の際の事務量ということもありますので、またそういった部分は事業者さんのほうとも少し話をしながら検討は進めてまいりたいと思います。

○委員（福元光一） 労働者の就労促進事業についてお伺いいたします。

今現在、シルバー人材センターで登録者数の増減はどうなっているのか、それから、シルバー人材センターに仕事を頼まれる件数の増減、それと金額の増減、それでこれらを1年間2,462万円で事業をされるんですが、この予算でどのような成果が出てきているのか、それだけ教えてください。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） 登録者数については、主要施策の成果説明書80ページのほうに記載ありますが、平成31年3月末現在で、540名ということで、たしか1年前が500名

ちょっとでしたので、若干ずつ登録者というのはいふえている状況です。

経営状況につきましても、おおむね良好な状態で推移されている決算をいただいておりますので、受注額自体も少しずつですけれども伸びているような状況にあると思います。

この補助金自体は、その運営自体をうまく動かしていただくための事業費ということで、今まで補助金を交付しておりますので、また今後もそういった収支状況等を何年スパンとか確認させていただきながら、またこの補助金についてもいろんな検討をしていきたいというふうには思います。

○委員（福元光一） それで、これでどのような成果が出たのか、その結果次第でまた来年の、後年の予算の増減を考えていかなければならないのであるから、やっぱり成果を追求しないと、ただ予算だけを確保してやったっていけないんじゃないかと思うんですけど、どんな成果が出たか、まだそこを調べておられなかったんだしたら、また後日でも成果を聞いて、予算の増減を考えていかなければならないと思うんですが、何かわかっておったら。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） きょうはちょっとまだ決算書等持ってきておりませんので、そういった決算内容等をちょっと確認させていただきながら、また後日ちょっと御報告させていただければと思いますが、やはり、登録者数を少しずつでもふやしていきながら事業を拡大していただく、充実していただくというところを着目していきたいというふうに考えております。

○委員（福元光一） 成果というものは決算書は関係なくて、やはりシルバー人材センターが一番わかっているわけですから、そこでどんな成果があったのかと追求していくのが筋だと思うんですけど、やはり成果を追求しないで、この事業に限らずほかのもので、先ほど成川委員のほうからもありましたが、やはり予算を計上して、実際使われて成果がよかったか悪かったかを見きわめていかないと、ただ予算を計上するだけはいけないと思うんですけど、実際、成果はどうだったかということ調べておられなかったら、今の答弁の中で決算書がないからというのはじゃなくて、やはり後日、シルバー人材センターに出向いていってでも、成果はどうだったかというのを後日報

告しますという答弁でないと、決算書は関係ないような気もするんですけど。

○市民福祉部長（上大迫 修） 委員の御指摘は、シルバー人材センターに対します助成事業においてどれだけの成果が上がったのかということの御質問でございます。

課長のほうで申し上げましたのは、直接的に2,400万円強の支援をして、シルバー人材センターとしては多くの高齢者の方が社会参加も含めて、副業的なものも含めて参加された方々を成果のバロメーターとしておりますので、まず登録者数がふえて順調に伸びている、もしくは実際に仕事のほうがどんだけ登録がふえたと、そして支出としてはこういう形にふえたと一連の状態のほうを見きわめた部分を成果という形で申し上げますので、単純にシルバー人材センターのほうで間接的に生きがいであるとか、そういったもの等で判定はしていないところです。

きょう決算書のほうがちょっとございませんが、今後、長い形で補助金を出してきておりますので、近年、65歳以上の方が第二の人生の中でシルバーを活用されているという大きな流れがありますので、時系列に見て、どういった形で申請者、利用者、登録者等がふえてきたのか、それによってどういった政策としての評価があるのかということについては、後日改めてお示しさせていただきたいと思っております。

また、当然に、今から来年度の予算の編成とか入っていきますので、そういった部分では、委員言われた成果として何が言えるのか、出てきているのかということを含めて、予算の大きさというのはちょっと議論させていただきたいというふうに考えております。申しわけありません。

○委員（福元光一） 登録者数がふえているということは、一概に内容がいいからという意味もあるかもしれませんが、やはり元気な高齢者があって、少しでもと思って登録者数がふえているんですけど、今度はそこで働いた人たちの登録者数の生の声も一緒に聞いて、シルバー人材センターで働いて、本当に充実した高齢でも働けるといふ真の姿を求めていくように、やはり行政としてはいろいろ意見を聞いたり、いろいろ手だてをしたりしてやっていただければいいかなと思いますから、よろしく願います。

○委員（新原春二） 高齢・介護福祉課の皆さんには数多くの施設、あるいはまた地域的ないろんな介護関係を含めて大変な御足労をいただいているのにまず感謝を申し上げながら、年々介護関係、充実をする事業が数多く含まれてきているんですけども、非常に多岐にわたり、また新たな事業も含めて提供してもらっているんですけども、今回、高齢者日常支援の関係で、生活ショートステイの関係がゼロになっているんです。これ、当初、スタートをしたときには一番有望視されて、それぞれ利用されて、母の関係で私も利用したことがあるんですけども、非常にいいシステムだなあというふうに思ったんですけど、今見たら利用者がゼロというふうになっているんですが、ここの状況が今現在どうなっているのか。ほかのサービスが充実をしてきて、ここがもう申し込みがないのか、そこら辺の実情をちょっとお教え願います。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） ショートステイの関係はもう現実的には介護施設のほうのショートステイをもうほとんど使われる形がありまして、ここにあります養護のショートステイなんですけども、もう利用のほうは本当に余りないというような状態です。困難事例のときなんかには活用を検討することがございますが、一般的にはもう介護施設のほうのショートステイを御利用されているのが現実です。

○委員（新原春二） だと思います。施設の関係がかなりもう充実をしてきましたのでそうだと思います。同時にまたその次の項の養護の給付事業なんかはかなり数が減ってきているので、今後やっぱり新しいまたいろんな事業が展開をされて提供をしてもらっていますので、ここの精査を若干する時期に来ているのかなというのが、この数を見ながらそこを考えていたんですけども、そこら辺の今後の日常支援事業の展開、ここをどう考えていらっしゃるのか教えてください。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） 確かに日常生活用品につきましても、もうほぼ利用が年間通してないような状態です。介護保険事業なども充実してきたということもございますので、この一般高齢者福祉施策についても、相対的にまた見直すところは見直すなり、検討をちょっと進めていきたいというふうに考えているところです。

○委員（森満 晃） 健康づくりのところでもう

1点。この敬老金等の支給について、これから計算しますと、平成30年度が1,060万円ぐらいだと思うんですけども、そうしますと、ことしの人数からすると300万円ぐらい多分予算もふえているのかなと思うんです。そうしますと、元気な敬老ということで、今後も右肩上がりに上がっていくのかと、特にもうそれを考えますと、団塊の世代が100歳ということを考えますと、これから30年後までずっとそういう増額という考え方でいいのか、その辺を教えてください。

○高年齢・介護福祉課長（遠矢一星）確かに100歳以上だけ着目しますと、年間十数名ずつふえているということや、100歳の誕生日に特別敬老金があるんですが、これも年間で大体60人強ぐらい誕生日を迎えられますので、100歳以上については確かにふえていく傾向が見えるんですが、ただ今回、88歳の敬老金の場合、平成30年度と比べて平成31年度はちょっとかなり減った部分もございます。また、それぞれの年齢層の中で増減があるんでしょうが、そういったところも含めて、今後検討はしていきたいというふうには考えているところです。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）はり、きゅう、マッサージの助成なんですけど、ちょっとたまたま平成26年度と比較してみたら、申請者件数が3,346人から大幅に減っているようなんですけど、制度として40回を限度に1回800円は変わらないと思うんですけど、これ何か制度を変えたんですか。

○高年齢・介護福祉課長（遠矢一星）特に変わってはございません。

○議員（井上勝博）平成26年度からすると利用者さんが半分以下になっているわけです。これは何か原因は。

○高年齢・介護福祉課長（遠矢一星）済みません、平成27年からの統計は持っているんですけど、平成27年からは交付自体も1,400件から1,500件ぐらいで変わっていないんですけど、それ以前についてちょっと制度改正があったかに

については、ちょっと確認をさせていただいてよろしいですか。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案に係る審査を一時中止します。

△議案第117号 決算の認定について
(平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長（中島由美子）次に、議案第117号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○高年齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、まずは歳出について御説明いたしますので、決算書の343ページをお開きください。

1款介護給付費は、支出済み額95億6,780万6,891円で、居宅や施設における介護サービス給付費や高額給付費、介護予防サービスに係る給付費になります。なお、不用額が多額となっておりますが、介護給付費の伸びを最大で見積もらざるを得ないことによる不用額です。

次に、345ページをお開きください。

3款2項2目総合相談事業費は、支出済み額4,759万5,132円で、主な支出は市内12カ所の在宅介護支援センター総合相談業務委託料及び介護予防普及業務委託料などが主なものです。なお、不用額の大きなものとしては、13節委託料になりますが、これは在宅介護支援センター介護予防普及業務委託料の実績に伴う不用額です。

次に、同項3目権利擁護事業費は、支出済み額2,093万5,896円で、所管は障害・社会福祉課になりますが、支出は社会福祉協議会権利擁護センター運営補助金になります。

次に、同項5目任意事業費は、支出済み額3,242万5,394円、主な支出は備考欄に記載のとおり障害・社会福祉課所管分の成年後見人制度に係る印紙や切手代などのほか、本課分としては、介護給付費適正化業務嘱託員4名分の報酬、職員2名分の給与費、高齢者住宅等安心確

保事業の生活援助員派遣に係る委託等になります。

次に、同項7目包括的支援事業一般管理費は、支出済み額9,260万740円で、主な支出は、地域包括支援センター運営事業委託等になり、不用額の大きなものとしては、13節委託料で、地域包括支援センター運営事業委託等の実績に基づく不用額になります。

次に、同項8目在宅医療・介護連携推進事業費は、支出済み額2,462万5,885円で、主な支出は川内市医師会、薩摩郡医師会及び薩摩川内市歯科医師会に委託しております在宅医療支援センター業務委託になります。

次に、同項9目生活支援体制整備事業費は、支出済み額1,757万1,624円で、主な支出は、次の347ページになりますが、生活支援コーディネーター業務嘱託員1名分の報酬及び申請のあった地域コミュニティ協議会が実施する生活支援に関する地域生活支援事業補助金等になり、不用額の大きなものとしましては、19節負担金補助及び交付金になりますが、地域生活支援事業補助金の実績精算に基づく不用額が主なものです。

次に、同項10目認知症総合支援事業費は、支出済み額979万3,537円で、主な支出は介護予防業務嘱託員2名及び5月末で退職された認知症地域支援業務嘱託員1名分の報酬及び認知症カフェ業務委託等になります。

次に、3款3項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、支出済み額1億3,419万4,948円で、主な支出は、要支援1、2及び総合事業対象者に係る訪問・通所型サービスの事業費になり、不用額についてはサービス費を最大で見積もらざるを得ないことによる不用額になります。

次に、同項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、支出済み額2,500万9,524円で、主な支出は、先ほど説明しました介護予防生活支援サービスに係るケアプランの作成費になります。

次に、同項3目高額介護予防サービス費相当事業費は支出済み額44万8,613円で、総合事業対象者の医療と介護の自己負担が一定額を超えた場合の負担金支給になります。

次に、同款4項1目一般介護予防事業費は、支出済み額2億1,780万1,270円で、主な支出は嘱託員2名分の報酬及び職員3名分の給与費

等のほか、社会福祉協議会へ地域づくり事業業務委託や介護予防総合通所型事業、通称ミニデイなどの介護予防事業等になります。なお、不用額の大きなものとしては、13節委託料になりますが、これは19の事業所に委託しているミニデイ事業や地域づくり事業業務委託の実績に基づく不用額です。

次に、349ページをお開きください。

同款5項1目審査支払手数料は、支出済み額99万3,168円で、国民健康保険団体連合会に支払う総合事業対象者分の手数料になります。

次に、4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、支出済み額6万円で、基金の利子相当分です。

次に、6款1項償還金及び還付加算金は、支出済み額2億1,868万2,835円で、1目第1号被保険者保険料還付金は、第1号被保険者の介護保険料の過誤納付に係る還付金で不用額は実績に基づくもの、2目償還金については、介護保険給付費確定などに伴う国、県への返納金です。

次に、歳入について御説明いたしますので、337ページをお開きください。

1款1項介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料になります。平成30年度現年分の保険料徴収率は年金天引きによる1節特別徴収金については100%ですが、3節普通徴収に係る収納率は85.4%で、前年度と比較し2.1%の増となっており、4節普通徴収滞納繰越分、いわゆる過年度分は収納率13.5%で、前年度と比較し2.4%上がっておりますが、1,571万750円を不納欠損として処理しております。

次に、3款1項2目督促手数料は、収納率19.4%、15万4,700円を不納欠損処理しております。なお、介護保険料の滞納整理に対する取り組みとしましては、電話催告や自宅訪問等により、介護サービス受給時の給付制限や保険給付の一時差しとめなど、介護保険制度の説明を詳しく行い、制度理解に努めるとともに、分納誓約による納付履行等を図っていくこととしております。

次に、4款国庫支出金について、負担率補助率は、1項1目介護給付費負担金と2項1目調整交付金は、法定で居宅25%、施設20%、同項4目地域支援事業交付金は、3節包括的支援事業が38.5%、6節介護予防が25%、また、同

項5目保険者機能強化推進交付金は平成30年度から新設された交付金で、介護予防や認知症予防等に関する取り組みを点数化し、第1号被保険者数に乗じて交付されるものです。

次に、5款支払基金交付金は、1項1目介護給付費交付金と次の339ページの同項2目地域支援事業支援交付金があり、第2号被保険者の負担分として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、負担率はともに27%になります。

次に、6款県支出金について、負担率補助率は1項1目介護給付費負担金が居宅12.5%、施設17.5%、3項1目地域支援事業交付金は、3節包括的支援事業が19.25%、7節介護予防が12.5%となっています。

次に、7款1項1目利子及び配当金は介護給付費準備基金の利子収入です。

次に、9款繰入金について、1項1目一般会計繰入金は市の法定負担分を一般会計から繰り入れるもので、負担率は1節介護給付費分が居宅及び施設ともに12.5%、4節地域支援事業の介護予防分が12.5%、5節包括的支援事業が19.25%及び7節低所得者保険料軽減分は、軽減に係る国県分を一般会計で受け入れた後、市の負担分と合わせた合計額を繰り入れております。

また、2項1目介護給付費準備基金繰入金は、予算上不足する第1号被保険者の保険料相当分として基金から繰り入れております。

次に、10款繰越金は前年度からの繰越金です。

次に、341ページをお開きください。

12款諸収入の主なものは、4項3目雑入の備考欄に記載の地域包括支援システム負担金になります。

次に、351ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額107億2,982万円に対しまして、歳出総額104億1,054万5,000円、歳入歳出差し引き額は3億1,927万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は1,000円未満切り捨ての3億1,917万4,000円となりますが、国県等への返納金が1億6,252万8,711円と予定していることから、実質的には1億5,674万5,976円が令和元年度への財源となります。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明

がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（川畑善照） 85ページに介護予防元気度アップ事業というのがあるんですが、これはもう5年ぐらいになるんですか。以前は高齢者に全員されて、それから現在、元気度アップを自由に集めていらっしゃるわけですけれども、人気があるのは確かです。ただ、効果があるのかとなると、やはりいろいろ意見がございまして、外に出るんだけれども、もう使えるところが多い人はいろんなグループとかクラブとかそういうので登録されたところから印鑑をもらって、すぐ満杯になると。一方では、もう使っても一緒だというような形で、いろんな差があるということを知っていますが、それとやった成果が本当にあらわれているのかなあという声もあるもんですから、どのようにお考えだろうか。そうすると決算的に3,000円ずつ高齢者に全員やっていた時代と、今の差、それでどうなのかという成果がどうあらわれているのかなと思います。偏っているという意見があるもんですから。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） まず、登録者数については、大体9,000人から1万人前後で、今横ばい状態なんです。活動のポイント、活動実績としてはかなり上がってきております。一人の方が参加される回数というのがふえてきているのではないかとこのふうには考えているところです。

確かに今御指摘のとおり、例えばグラウンドゴルフとか週に1回とかやっていたりの方々、またいろんな活動をされている方はもう数カ月、上半期ぐらいで50ポイント満杯になって、年後半は例えば高齢者クラブのもう事業にも参加しないとか、もうポイントはたまったから、もうそれ以降は来ないよとか、そういう苦情といいますか御意見なども、いろんなところで聞きますし、確かにいろんな課題はございます。

ただ、できましたら、そういういろんな地域の活動やクラブ活動的なものに参加してもらいたいですが、我々がやっているようなミニデイとか介護予防事業などにも、行く機会がないという方には、そういった事業でもポイントを押しますもので、そういう介護予防事業などにもぜひ足を運んでいただけるように、推していただければありが

たいなというふうには思っているところなんです
が、決算的には、たしか一律5,000円ずつ地
域交通券みたいな形で配っていたところは、
3,000万円から4,000万円ぐらいの決算だ
ったものが、今は大体2,000万円台の後半ぐ
らいでは推移しているんですが、今先ほど申しま
したとおり活動実績がふえてきていますので、
徐々に徐々にその金額も上がりつつはございます。

○委員（川畑善照）いい施策であるんですけれ
ども、要はやはり全員に何かいい方法があればと
いうことを言われるものですから、今言われたと
おりほかの方法でポイントカードをとられない方
の方法を検討されたほうがいいんじゃないかなと
思いますので、できるだけ広い範囲で高齢者が参
加できるような方策をとられたほうがいいのじゃ
ないかなと。人気は確かにあるんですが、人気だ
けではなくて、やはり行けない人にも何か方法が
あれば、もとの3,000円のほうがいいんじゃないか
という人もいらっしゃるものですから、今後
の検討課題として。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）まず、こ
の事業自体、介護予防という観点から実施して
おりますので、一律ばらまくようなそういった事業
にはなかなか方向は向かないというふうに考
えております。

また、成果としましては、この介護予防事業だ
けではないかもしれないんですが、介護認定率自
体は少し上がり気味ですが、介護の下にある総合
事業対象者という認定を受けなくても一部サー
ビスが受けられる方というのまで含めると、ここ
数年ほぼ横ばい状態で推移してきております。で
すので、全国的にだんだん上がってくる中で、本
市についてはほぼ横ばいで推移しているのは、や
はりそういった活動等に多く参加していただい
てることも一つの要因かなと思っておりますので、
また来年度は検討を重ねて、次期の介護保険事
業計画等を計画する際には、効率的にどういた
たものが介護予防事業に資するのか、そういった
部分も含めてまた検討を進めてまいりたいと思
います。

○委員（福田俊一郎）1款2項9目の生活支
援体制整備事業費についてお尋ねしたいと思
うんですが、当初予算で約2,500万円を計
上しておいて、その後補正で約400万円減額と、
そしてまた今回、不用額が約350万円というよ

うな状況の流れになっているんですが、これに
ついては2025年問題ということで取り組んでい
かなきゃならないことなんですけれども、平成
30年度には買い物支援ということで、この地域
生活支援事業補助金を新規で制度化したところ
でありますけれども、この成果とその課題につ
いて、どのように所感を持っておられるかお尋
ねしてみたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）この補助
金につきましては、前年度までが高齢者介護予
防コーディネーター事業という事業から、モデ
ル事業結果を踏まえてこの制度をつくったわけ
でございますが、まず当初、モデル事業を14カ
所やっておりましたので、この生活支援事業を
始めるに当たっては、年度途中も含めて大体二
十五、六カ所ぐらゐは手を挙げていただけない
かなということでは計画をしましたが、結果的
には、平成30年の実績としては19の地区コ
ミでございました。

その中で、地区コミのほうにも強制という形
ではございませんで、地域の中でまだ風習の中
で近所隣で支え合う体制ができているところ
というのは、わざわざこの事業を使わなくても
いいですけども、そういったところが薄れてき
てきているような、やっぱりこういう制度を使
ってでも近所隣の支え合いを充実していこう
というところについては、手を挙げていただ
けませんかということでもずっと説明してきて
おりましたので、その分については、現在、
平成30年度が19地区コミ、それから今年
度については、現在16地区コミに減って
ございます。

減った理由としましては、例えばコーディネ
ーターさんがおやめになったり、あと、実際
やってみただけでも、思うだけそういうニ
ーズというのがなかなかなかったということ
で、手を引かれたところもございませ
ん。もちろん、またこの制度自体のまた
仕組み自体も、今後3年程度を見なが
らやはり変えていかなければならぬと思
いますので、ただしもう今後人手不足の中
で、いろんなサービスもぎりぎりになる
中で、やはり最後に頼りになるのは、
地域住民の力だということに考えま
すので、地域住民同士でちょっとした
ことを支え合えるような体制が
つくれるように、今後も見直し、
検討をしていきたいというふう
には考えているところです。

○委員（福田俊一郎）医療から介護へという

流れをつくっていきなかならない制度だと思うんですけれども、具体的には本当にそういうふうに移行ができていのかどうか、その辺はどう課長はお考えでしょう。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） 国の方針としては、医療、入院から在宅へとかいう形です。たっておりませんが、それがじゃあ本当にそういうふうに移行しつつあるかという、まだその段階ではないというふうには認識しています。ただし、やはりそういう状況が生まれても、在宅でのサポートができるように、今、在宅医療の関係でも両方の医師会等にいろんな形で頑張ってもらいながら、在宅医療の医師をふやしていただいたり、介護の方との顔の見えるつき合い等をつくっていただいたりとか、そういった事業も取り組んでおりますので、今後そういう流れになってきても、在宅のほうで安心して暮らしていただける状況になるように、我々としても検討はしていきたいと考えています。

○委員（福田俊一郎） 今課長が言われた医療から介護へ、そして施設から在宅へという流れが、今後しっかりと実現できるように、この2025年問題については取り組んでいただきたいということで、意見として申し上げておきたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） また今後、先ほど言いました次の期の介護保険事業計画を進める中で、高齢者への実態のアンケート調査もまた今年度実施します。ただ、前回と前々回のアンケート調査を見ますと、最期はどこで終わりたいですかという御質問の中で、やはり在宅というのが少し10ポイントほど減って、やっぱり施設等を希望される方が少しずつふえてきているという現状がございます。多分、ここはやはり家族に迷惑をかけたくないとか、そういった部分、人が優しくなるといえるのか、そういう周りに気を使って、まだ在宅のほうで7割、8割ということで希望は多いんですけども、その割合としてはやはり施設等や病院等をやっぱり希望される場所もありませんが、それがまた在宅でしっかり生活できるような体制というのは、また8期の計画の中でもずっと盛り込んでいけたらというふうにご検討しております。

○委員（福田俊一郎） 確かに国が計画した国

の方針のとおり、なかなか実態としては動いていないと思うんです。そして先ほどちょっと申し上げたとおり、どういうふうに移行していくかというのは、実際、現実的になかなか見えないところがあります。本市の場合は、参酌標準以上にしっかりと施設をつくってもらっているので、そういういわゆるキャパシティがあるのでまだいいほうなんだろうけれども、しかしいずれにしても在宅への流れ、介護への流れというのは、これはもうとめることはできないわけですので、住民のそういう思いも大事にしながら進めていただければというふうに思います。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんね。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博） 附属書の83ページの審査支払手数料なんですが、141.7%ということになっています。85ページに審査支払手数料の解説が書いてあるわけですが、総合事業に係る審査支払手数料を国民健康保険団体連合会に払ったとなっているんですが、この推移というのは、どういうことが要因でふえているのでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） 国民健康保険団体連合会に支払う審査支払手数料については、その分については、要支援者の数がやっぱりかなりふえてはきております、トータルとして。その分が影響しているというふうにご検討しております。

○議員（井上勝博） 推移をここに書いてあるわけですが、支払手数料は平成27年度は高かったです。多かったです。それで平成28年度から下がってまた上がっているという、この流れがどういうことなんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） ちょうど平成28年度に総合事業対象者というのができて、その分について認定を受けなくてもサービスが受けられるというような方が、要支援軽度の方でできたんですが、その分で一旦がっつ減ったんですが、結局、今、総合事業対象者というのはかなり減ってきておまして、やはり認定を受け直すというふうな流れになっていますので、徐々に戻ってきつつあるというふうな形です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

採決をいたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（中島由美子）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第105号 決算の認定について （平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第105号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題といたします。

初めに、決算の概要について部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）では、決算附属書でございます。

86ページをごらんいただきたいと思います。

一つ目の生活保護制度におきましては、生活困窮者に対する必要な保護と自立の助長、支援等を行ったところでございます。

3月末現在で、保護世帯については736世帯、保護率については千分率ですけど、9.62パーミルであります。

また、自立支援のため就労支援員を配置し、被保護者に対して就労意欲を喚起しながら、ハローワークにも同行するなど、各種の指導、支援等を行っているところでございます。

二つ目に、行旅病人等取扱いの事務費につきま

してでありますが、法に基づく行旅病人の対応を行ったということになります。実績値については決算額ゼロでございます。対象者ゼロとなっております。

○委員長（中島由美子）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、保護課分について当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）それでは、まず歳出について御説明を申し上げます。

決算書の105ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、保護課分は107ページをお開きください。

備考欄の上から11行目、事項、行旅病人等取扱い事務費、執行額ゼロ円でございますが、これは行旅死亡に係る葬儀委託料及び行旅病人に係る医療費等を計上しておりましたが、平成30年度にこれらの事案が発生しなかったため、執行がなかったものであります。未執行額は101万8,000円でございます。

次に、決算書の119ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費の支出済み額は2億8,889万3,272円でございます。

備考欄で主なものを御説明申し上げます。事項、生活保護管理運営費は嘱託員二人分及び生活保護高齢者世帯等支援員二人分の報酬、保護課職員16人分の給与費、医療扶助レセプト管理クラウドシステムの保守業務委託ほか3件の委託、平成29年度生活保護費等国庫負担金の実績額確定による差額分の国庫支出金等精算返納金などが主なものであります。

次に、事項、生活保護適正実施推進事業費では、生活保護の適正な運用を確保するために、生活保護面接相談員など6人分の嘱託員の報酬及び社会保険料などが主なものであります。

121ページをお開きください。

事項、被保護者就労支援事業費の主なものは、被保護者の就労を支援し、自立を助長するための就労支援員一人分の嘱託員報酬及び社会保険料などでございます。主要施策の成果にあります。これにより就労を開始して、収入が安定した17世帯が保護廃止となっております。

次に、3款4項2目扶助費の支出済み額は14億6,941万5,161円でございます。

備考欄をごらんください。生活扶助費以下

11種の扶助費を支出しておりますが、ごらんとおり支出状況として、医療扶助費が突出しております。次いで生活扶助費、住宅扶助費が多額を占めているところであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。決算書の29ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、保護課分は31ページをお開きください。

4節生活保護費負担金、収入済み額1億5,940万2,979円は、被保護者就労支援事業に要した費用の4分の3を被保護者就労支援事業費負担金として、また生活保護費として支出した費用の4分の3を生活保護費負担金として国から受け入れたものであります。

生活保護費負担金過年度分につきましては、被保護者就労支援事業費負担金の不足額を平成30年度に受け入れたものであります。

次に、同ページ、15款2項2目民生費補助金、保護課分は33ページをお願いします。

4節生活保護費補助金になります。収入済み額1,160万2,000円は、生活保護面接相談員など6人分の嘱託員の雇用に要する経費について補助金を受け入れたものであります。

次に、37ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金の収入済み額3,401万135円は、居住地や帰来場所がない者、例えば長期入院等による被保護者分について、市が支弁しました保護費、保護施設事務費等の4分の1に相当する分について、県負担金を受け入れたものであります。

次に、59ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入の保護課分は63ページをお開きください。

備考欄の下から9行目、損害賠償受入金と生活保護費返納金であります。損害賠償受入金は、被保護者が訪問介護中に受傷したことによる入院費を医療扶助で支弁しており、示談成立による損害賠償金として保険会社より受け入れたものであります。

生活保護費返納金（滞納分）は、過年度分の保護費返納金で、その下、生活保護費返納金は現年度分の保護費返納金、その下、生活保護費徴収金は現年度分の生活保護法第78条に規定する生活保護費の不正受給と判断した分の返還金でありま

す。

不納欠損額は3件の29万6,132円であり、3件のうち2件は同一人物で、いずれも被保護者死亡により徴収不能となり、5年の時効を経過したものであります。

収入未済額は128件、2,281万9,654円であります。これらは、保護費返還金であります。徴収については組織的に取り組んでいるところでありますが、生活困窮者でもあり、返還に当たり余裕のない生活費から徴収することから、厳しい状況であります。今後も、鋭意徴収努力を続けていく考えであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

○議員（井上勝博）決算書の64ページの生活保護返納金なのですが、この主な理由というのはどういうものが多いんですか。

○保護課長（松尾和俊）主な理由で一番多いのは、やはり年金を受給したことによる遡及で受給を受けた方。その方々に対する返還金が主なものです。

○議員（井上勝博）本人が知らなかったということもあったんじゃないかと思うんですけども、やはり後で返すというのは大変なことになるので、やはりできるだけそういう説明はされてはいると思うんですけども、そういう返納が少なくなるように、よく年金がふえたりした場合の措置というか対処というか、そういったものが本人にもよく理解していただくような努力は必要なんじゃないかと思いますが。

○保護課長（松尾和俊）被保護者の年金につきましては、開始時から年金調査員を配置しておりまして、その調査の中で、この方が65歳到達になりましたときには年金を受給できますというのは、もう確実に本人には伝えてございます。その手続自体は御本人様にさせていただくこととなりますけど、その報告がおくれる、もしくはそれ以上に手続がおくれるというようなこともございますので、これからもできるだけ確実に遡及された

分は報告をしていただくというふうに努めていきたいと考えております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんね。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（中島由美子）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第105号 決算の認定について
(平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長（中島由美子）初めに、決算の概要について部長に説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）決算附属書は87ページとなります。

まず、1点目の子育てと仕事が両立できる環境づくりにつきましては、保育園での延長、一時預かり等の保育事業の実施、病児保育事業、子育て支援の短期入所、ファミリー・サポート・センター等によります保育サービスの充実を図ってきたところでございます。加えまして、親子で参加できる育児リフレッシュ事業等を実施し、育児の不安、負担の解消も図ってきております。

さらには、児童福祉施設整備事業の実施によりまして、待機児童の解消及び保育環境の整備にも取り組みました。

めくっていただきまして、右側の89ページとなります。

2番の生活を支える子育て支援の充実におきましては、国の制度改正によります児童手当及びひとり親家庭等の児童扶養手当の支給に伴い、その生活の安定と福祉の増進を図ったところでございます。

めくっていただきまして、90ページ、児童クラブの充実につきましては、年度内に5カ所の開設を加えまして、29カ所での児童クラブの運営が実施できたところでございます。

右側の91ページ、4番の特定教育施設、地域型保育事業の運営につきましては、市内外の23の私立保育所、9カ所の認定こども園と8カ所の地

域型保育事業と、甑地域の里、下甑のへき地保育所2カ所等において、その保育に必要な寄附等を行ったところでございます。

めくっていただきまして、5番目のひとり親等の生活の安定と向上につきましては、母子、父子家庭に対します医療費の助成を行うとともに、母子家庭におきます自立へのため、能力開発や資格取得を支援、中段の6番目の子どもの健康と福祉の充実では、高校修了年時までの医療費の助成等を実施したところでございます。

下段、7番目の就園援助体制等の充実におきましては、国の幼稚園就園奨励事業に基づきまして、保育料の減免措置を行うため、施設給付を受けていない私立の幼稚園の設置者に対しましての運営的な補助、また県の多子世帯保育料等軽減に基づきまして、私立幼稚園の就園奨励費補助金の対象児で、第3子以降の園児の児童に対しまして、必要な自己負担額の軽減措置のための補助金交付を行ったところでございます。

○委員長（中島由美子）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、子育て支援課分について、当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、平成30年度決算について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたしますので、115ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費、子育て支援課分は障害・社会福祉課へ移管しました女性・家庭相談児童相談費を除いた支出済み額5億6,060万1,235円で、児童福祉施設整備費を令和元年度へ1,541万5,000円繰り越しております。

事項、児童福祉管理運営費の主なもの、行政事務嘱託員、ファミリーサポートセンター業務嘱託員、子ども・子育て支援会議委員報酬と職員14人分の人件費、地域子育て支援センター、病児保育事業、育児リフレッシュ事業等の委託料、延長保育事業補助金、障害児保育事業補助金、一時預かり事業補助金が多主なものでございます。

あけていただきまして、117ページ、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成29年度分、子ども・子育て支援交付金事業の精算確定によるものでございます。

事項、児童福祉施設整備費です。保育所等整備

交付金事業費補助金につきましては、保育園等の増改築に関する補助で、これにその下、認定こども園施設整備交付金をあわせて活用いたしまして、小中一貫校の東郷学園隣接地に建設いたしました若あゆこども園の改築移転工事に対する補助を行いました。平成29年度からの繰越事業で昨年8月完成いたしまして、1号認定子ども20名、2号、3号認定子ども定員80名で、合わせて100名の認定こども園としてスタートしたところでございます。

もう1カ所、みくにキッズ保育園増築工事を行いました。事業の進捗等によりまして、年度内の完成が見込めないため、平成31年度へ明許繰り越しとなっております。国県の補助は、若あゆこども園同様、保育所等整備交付金事業費補助金と、認定こども園施設整備交付金を活用して建設しております。本年8月完成いたしまして、認定こども園へ移行いたしまして、1号認定子ども15名、2号、3号認定子ども90人、合わせて定員105名の認定こども園としてスタートしておるところでございます。

なお、保育所等整備交付金の本市の負担は、待機児童が発生しておりますので、本来の4分の1負担が12分の1の負担ということになっております。

次の、事項、女性・家庭児童相談費は、障害・福祉課へ移管しております。

次の、幼稚園就園奨励事業費につきましては、公立、私立幼稚園の保護者間の格差解消を図るため、世帯の所得の状況により保育料等を減免するもので、宮之城聖母幼稚園等の旧制度の私立幼稚園に対しまして補助を行いました。なお、本年度から宮之城聖母幼稚園等も新制度に移行いたしましたので、本年度は該当者がいない状況でございます。

利用者支援事業費につきましては、保護者や妊娠している方等が、教育、保育施設や地域の子育て支援センター等を円滑に利用できるようサポートするもので、子育て支援課内に子育て支援員2名を配置し、支援を行ったところでございます。

保育対策総合支援事業費補助金は、保育士確保方策といたしまして、保育所の事務補助を行う臨時職員を雇用した6カ所の保育園に補助金を交付いたしました。

2目児童措置費、支出済み額16億8,241万5,000円で、児童手当でございます。

3目児童館費、支出済み額2億9,007万7,200円、東郷児童クラブ外構工事につきましては、小中一貫校の東郷学園敷地内にある東郷児童クラブを新設で建設したところですが、児童クラブの敷地が市道と隣接しているために、児童クラブの安全を図るため、フェンス工事を行ったものでございます。

放課後児童クラブ運営補助金ほか5件は、29の放課後児童クラブに対する運営補助金でございます。

4目保育園費、支出済み額39億2,530万1,889円で、あけていただきまして、119ページ、内容は下甌保育園の保育士業務嘱託員3名に係る人件費、里保育園の指定管理委託料、そして本土地域の保育園と認定こども園、それに地域型保育事業所の運営費として支払います扶助費でございます。

また、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成27年度分と平成29年度分の保育所運営費の精算確定によるものでございます。

また、過年度保育料還付金につきましては、児童相談所から里親委託措置決定の通知が送致されず後日判明したために、さかのぼりまして保育料を還付したものでございます。

5目母子福祉費、子育て支援課分は、支出済み額5億8,108万3,828円で、事項、母子福祉対策事業費の主なものは、ひとり親家庭等医療費助成及び母子家庭自立支援給付金の扶助費のほか、母子寡婦福祉会運営補助金等でございます。

事項、児童扶養手当福祉費は、児童扶養手当の扶助が主なものです。

国庫支出金等精算返納金につきましては、平成29年度の精算確定によるものでございます。

母子生活支援施設措置費は、本年度から障害・社会福祉課へ所管がえとなっております。

次は、123ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費のうち子育て支援課分は、備考欄の事項、子ども医療費助成で、支出済み額は3億6,740万195円でございます。内容は、平成30年10月診療分から実施いたしました市民税非課税世帯の未就学児窓口負担

ゼロに対応するためのシステム改修費、審査集計機関への審査手数料、医療機関への助成事業報告事務手数料、それと医療費助成の扶助費が主なものでございます。

続きまして、歳入でございます。

15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金、3節児童福祉負担金、内容は備考欄記載のとおり保育所の保護者負担金、保育料が主で、そのほか子育て支援短期利用負担金でございます。

不納欠損17万4,640円は、私立保育園滞納分で、平成12年、平成16年及び平成25年度の10件4人分で、消滅時効により処理したものでございます。また、収入未済は私立保育園の保育料が主で、現年分241万520円、滞納分704万6,990円及び子育て支援短期入所利用負担金9万4,700円でございます。

保育料の収納対策といたしましては、各保育園の園長をお願いいたしまして、保育料督促状を保護者に配布しております。あわせまして、滞納世帯につきましては、児童手当を窓口払いといたしまして、手当からの納入を促しているところでございます。実績といたしまして、平成29年度末の収入未済額は1,092万6,860円でございますので、差し引き146万9,350円、保育料収入未済が減少したところでございます。

次は、27ページ上段、14款2項2目民生手数料、1節民生手数料で、内容は児童手当の受給証明手数料でございます。

次の2節督促手数料は保育料の督促手数料でございます。なお、不納欠損は平成25年度の3人分です。収入未済は6万2,900円でございます。

次に、31ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、3節児童福祉負担金のうち子育て支援課分は、備考欄最上段、児童扶養手当、児童手当、子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担金でございます。

次は、33ページ、2項国庫補助金でございます。3節児童福祉費補助金は主なものは保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金、それに13事業、児童クラブですとか延長保育事業等々の13事業でございます。それに充てる子ども・子育て支援交付金で、合計5件の国からの補助金でございます。

次は、35ページをお開きください。

15款2項8目教育費補助金、3節幼稚園費補助金は、就園奨励費補助金のうち私立幼稚園分でございます。

次は、37ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金のうち子育て支援課分は、備考欄下段、保育所運営費負担金及び児童手当負担金等の県負担金でございます。

次は、39ページ、2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金は、子どものための教育・保育給付費、地方単独費用補助金、これは認定こども園運営費の一部補助金でございます。そのほかひとり親家庭医療費助成事業費補助金、地域子育て支援13事業に充てる地域子ども・子育て支援事業費補助金等の6件の県補助でございます。

次は、41ページ、3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金のうち子育て支援課分は乳幼児医療費助成金でございます。

次は、47ページをお開きください。

3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち子育て支援課分は地域児童福祉事業等調査事務委託金で、保育所等に依頼した統計調査にかかります謝金でございます。

次は、65ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入の子育て支援課分は備考欄下段、児童扶養手当返納金は5名分、保育所運営費精算返納金は5園分、児童手当返納金は1名分でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（福元光一）これだけ多くの予算を子育て支援に使われているんですけど、今、少子高齢化をよく言われるんですけど、魂を入れて子育て支援からはちゃんと予算を執行されておるのか、というのは、少子高齢化を歯どめをかけて、やはり子どもがふえる施策をしなくてはならないと口では言うんだけど、そういうふうにならぬ成果があらわれてきつつあるのか、もしくはあらわれているのか、課長どうぞ。

○子育て支援課長（知識伸一）魂を入れてということで、そのように我々は事務を行っておるんですけど、例えばの話ですけど、平成30年度

に子どもの多子世帯の方々に対しまして、二人目おられたら保育料を半額にします、3人以上おられたら無料にしますという、これ他市になかったんですけど実施をさせていただきます、保護者の皆様に好評を得ているところです。

あわせて、市立の幼稚園と私立の幼稚園と差がありました。市立の幼稚園は6,600円という授業料だったんですけど、私立は1万9,800円という、階層によるんですけど、そういうのも保護者の声とすれば同じ教育ですから、同じのをしているのであれば同一がいいんじゃないですかということで、いろいろ前の年から検討を重ねまして、そういう形で、我々がその予算の範囲でできるものについては、議員の皆様提案いたしまして、少しでもよくなるような形で努力は一応しているということで考えております。

○委員（福元光一） 子育てのそのような施策をされて、子育ての現役の人たちからやはり好評を得て、そしてそれが第一段階でだんだん少子化に歯どめがかかってという、一言でそういうあらわれているのか。予算はどうのこうのじゃなくて、今答弁として言われた施策を、そんな企画をやられて現役の親から好評を得られて、そしてだんだんそういう少子化がとめられる影響に今なっているのか、そこを短く。

○子育て支援課長（知識伸一） 実際、子どもさんの数というのが、やはり全国的になんですけど、うちも少なくなってきました。それを少しでも減らさないようにということで、いろいろ施策は打っているんですけど、なかなか我々がこの制度を打つんですけど、それが結果になってあらわれるのは相当かかってからでないとあれなものですから、例えば、先ほど言いました説明については、まだ1年しかたっておりませんので、今から検討をしていかないといけないと思うんですけど、保護者の方々にはすぐ好評にいただいでいて、今後もほかにいろんな政策がもし可能であれば、我々もまたお願いをしまして、新しい施策というのは取り入れていきたいとは考えておるところでございます。

○委員（福元光一） すぐにはあらわれないと、成果は。相当かかると、どのくらいかかると思っておられるのか。

○市民福祉部長（上大迫 修） 今、福元委員

から御質問いただきましたのは、市長も一般質問の中で申し上げましたとおり、少子化、人口減少の対応を図っていくには、多分20年から25年のスパンはかかるというふうに考えております。そのため、今、委員から言われましたとおり出会い、結婚、出産、子育ての各段階において必要と思われる政策を保護者の意見も聞きながら施策を打っているのが現状です。

これまでの質問の中で、殊待機児童に関しましては、全体のキャパが少なくなっている中で、本年度には大体めどがついてくるだろうというように思っているところです。なので、今後の対応としましては、今やっている施策を3年なら3年というスパンの中で検証をしながら、本当に必要な部分というのはどこなのか、極論的に言いますと、保育料を無償化して副食費を実費負担という形になっているわけですけど、副食費の実費負担を見ることがその政策に直結して効果が出るのかとか、そういったことも含めて我々としてはちょっと動いておりますので、委員言われました効果があらわれているのかということについては、私どもが政策を立案して実施する中では、保護者の期待値に応える結果も出ているというふうに思います。

ただ、実際に出生率とか出生する子どものほうがふえてくるには、施策を打ってから、出会いがあって結婚されて出産されてという方が、少なくとも3年とか5年とかないと係数的には見えてくるものではないというふうなのが、私どもの施策の最前地にいるものの認識でございます。

○委員（福元光一） 今、部長が言われたように子育て支援課一点に予算を組んで集中しても、やはり少子化はとめられないと思うんです。だから、横断的にほかの課と業務中はそういう暇はないと言われれば何だけど、横断的にやっぱりほかの課と協議をして、まず若者がこの薩摩川内市に歯どめをかけて、ここに住んで仕事をすると、そこが第一段階じゃないかと思うんです。若者が住んで、やはり結婚をして子どもがふえるというふうにとっていくかないといけないから。要望ですけど、部長、ほかの課と現場で協議をして、やっぱりその施策も必要じゃないかと思えますから、とにかくそういうところにも力を入れてください。よろしく願いいたします。

○委員（永山伸一） 本市の子育て支援に関して

は、市長以下職員の皆さんも一生懸命頑張って、保育所の待機児童等もなくはならないけども、随分減少に取り組んでいらっしゃるというのは非常に評価したいと思います。

ただ、本年度から保育料の無償化に伴って、これまでの保育料の滞納、いわゆる収入未済の分、これが今後大きなやっばり課題になってくると思うんです。これまでの収入未済分を、これから10月からの人たちはもう払う必要がないわけで、これまで滞納のある分、先ほどの収入の分で説明もあつたんですが、まずは保育料に限定して言えば、945万7,514円が756件現在も収入未済だということで、これ現年分と過年分だと思うんだけど、その内訳をちょっと教えてください。

○子育て支援課長（知識伸一） 現年分が241万520円、過年度分が704万6,990円でございます。

○委員（永山伸一） なるほど。過年分がやっばり大分あるということで、今、過年分が非常に難しいんだろうけれども、児童手当を現物支給して、それからいただいているということで、これからもそれはぜひ、このことについてもぜひこういう形でしないと、保育料を徴収できないよということで変えていただいた経緯もあるんだけど、そういう取り組みをしていただいた経緯もあるんだけど、果たして今後、この平成30年度で残っている収入未済、当然、令和元年も9月分までは保育料が必要だったわけで、払っていない人は払えないわけで、税金も払えないわけで、そういう部分の徴収に対して、相当な形で取り組みをしないと、非常にもう10月以降、本当に保育料が必要でなくなれば、これまで払っていない人はもう何ごて払わにやいかんとという話になりますんで、そこら辺の徴収方法について、児童手当からの徴収も含めて、どういったことをこれまでの従来の収入未済について取り組みをなさる予定なのか。従来どおりただ単にお願いします、お願いしますでは、ちょっと徴収はますます厳しくなるんじゃないかなという危惧を持っているんですが、そこら辺見解がありましたらお願いします。

○子育て支援課長（知識伸一） 10月から、3歳から5歳につきましては、保育料が無料になります。ゼロから2歳児につきましては、一部

払われる方が今後も出てきます。

おっしゃるように、保育料の滞納が、やはりパターンと言えば適当かどうかわかりませんが、やはり同じ方とか、そういう長期のたくさんという方なんかも多いと思います。我々も電話で催促ですとかお手紙を出したりとか、児童手当は今後も継続して徴収をせにやいかんということで、話をすれば、ある程度そうですねという方がほとんどなんです。いざお支払いになるといういろいろなことで、なかなか我々も児童手当を全部くださいというまではちょっとあれなものですから、そこは話し合いをして、少しでも減るような形で、また10月11日からまた児童手当を払うんですけど、そのときにまたお願いしまして、保護者の方と面談をしながら、10月以降は3歳以上だったらただになるかもしれませんが、ちゃんと前の分は払うんですよということで、それはもうずっと口を酸っぱくして話をしているところで

保護者との信頼関係ということがまず大事だと思うんですけど、そこあたりはうちのほうの職員を五つのチームに分けて、園ごとにいろいろ滞納対策はやっているんですけど、今後もそれを引き続きゼロにはなかなか難しいとは思いますが、少なくとも減るような形で、今後も努力はしていきたいと考えております。

○委員（永山伸一） もう1点気になるのが、児童扶養手当の収入未済です。要するに、返納金を返さないというやつです。これは事実認定等があるって、払っていたものを返せという部分になるんですが、これも金額が大きいということで、しかしこれで見ると、過年分は3件で滞納分が9件ということで、合計で327万円というのは、相当なやっばり大きな金額でして、この分の徴収方法、いわゆる収入未済対策、ここはどのように考えていらっしゃいますか。

○子育て支援課長（知識伸一） 児童扶養手当でお金を返すのになる一番のパターンは、事実婚と申しまして、新しい方と一緒に生活を始めたというので、実は前々からというので、調査をしますと1年分とか、それ以上というような形でふえる分がございます。もう一つ、遺族年金等々をもらっていて、こちらに申告がなくて、この前あつたんですけど、子どもさんに対しては別れ

ていても、子どもに対しては遺族年金が出るパターンがあるんです。そういうのがわかりまして、あれがたしか120万円ぐらい、三、四年分がわかったもんですから、そちらにつきましては、支所の方だったんですが、そちらに行きましていろいろ話をしました。そしたら、全額はやっぱりちょっと母子家庭なもんですから難しいということで、分納で毎月3万円程度お支払いいただくということで、それは去年の年度の終わりぐらいだったと思うんですけど、それから毎月きっちりお支払いをいただいております。

ただ、100万円ですから、3万円もらっても相当期間はかかるんですけど、もうそこはもう毎年お願いをしながら、今のところはそういう形で少しずつでも返納をしていただくような形で努力はしているところです。人数的にはそんなにはないんですけど、1件当たりの額が多いもんですから、それが年間で3件、4件発生しますと、申しわけないんですけど、ちょっと大きな額になって、わかったときにはなかなか返せないというか、もう使っている状態なもんですから、そこで一応返納計画みたいなのをいろいろお話し合いをしまして、こういう形で入れてくださいということで、一番少ない方なんかは、医療費なんかもあるんですけど、一人月に1,000円というので、ちょっとあれしましたら払えるということで、今、2回か3回、入れていただきまして、それ3万円ぐらいだったんですけど、そういう形でいろんなあれがありますから、なかなか一括というのが一番なんですけど、一応話をして、少しでも回収するような形でお願いをしているところでございます。

○委員（永山伸一） わかりました。未納者もそれぞれ保育料にしても児童扶養手当にしてもそれぞれ理由があろうかと思えます。それはもう何しても一緒ですんで、ただいろいろ徴収努力はされているということですので、引き続き、未収対策をこれまで以上にやはり課内でも十分検討され、収入未済へのさらなる縮減に努めていただきたいということをお願い申し上げます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員、ありますか。

○議員（井上勝博） 今の決算資料の16ページの保育料の滞納についてなんですけど、児童手当を窓口での支払いにするというお話をされたんですが、自治体によっては、本人の申し出という申請を受けてやるというやり方をしているところもあるんですけども、事実上児童手当を差し押さえるということになると、これは違法になってくるんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺の考え方はどういうふうにしているんですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 滞納対策なんですけど、児童手当を差し押さえるというのはそういうことは考えておりません。あくまでも御本人との話し合いで、いろいろやはり生活等々ありますから、そこは我々も少しでも減るような形で御相談をしまして、今返納計画を出していただいて収納対策を行っているところでございます。

○委員長（中島由美子） よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第105号決算の認定について（平成30年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）のうち本委員会付託分の質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（中島由美子） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。

す。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（中島由美子）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 中島由美子